

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月9日

【会社名】 東京コスモス電機株式会社

【英訳名】 Tokyo Cosmos Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 秀実

【本店の所在の場所】 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号
(平成25年10月15日をもって旧所在地 神奈川県座間市相武台二丁目268番地1より上記所在地へ住居表示変更されています。)

【電話番号】 046-253-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部ゼネラルマネージャー 稲垣 浩一

【最寄りの連絡場所】 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

【電話番号】 046-253-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部ゼネラルマネージャー 稲垣 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年3月28日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社であるコスモス電子販売株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
コスモス電子販売株式会社（消滅会社）

商号	コスモス電子販売株式会社
本店の所在地	東京都千代田区外神田二丁目14番10号
代表者の氏名	代表取締役 寺田 実
資本金の額	10百万円（平成25年3月期）
純資産の額	138百万円（平成25年3月期）
総資産の額	223百万円（平成25年3月期）
事業の内容	電子機器及び電子部品の国内販売、製作、修理及び輸出入に関する業務

（注）合併の効力発生日は平成26年7月1日を予定しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
コスモス電子販売株式会社

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	939	512	442
営業利益（百万円）	55	22	10
経常利益（百万円）	56	27	16
当期純利益（百万円）	32	20	10

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
東京コスモス電機株式会社	95.00%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はコスモス電子販売株式会社の発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の役員および従業員が、代表取締役および取締役に就任しています。
取引関係	当社との間で不動産賃貸借契約、出向契約及び金銭寄託契約の取引があります。

（注）資本関係の記載について

平成26年4月1日付けで東京証券取引所にて公表を行った「連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」および前項「大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合」については、平成25年9月30日現在の持株割合であり、本臨時報告書提出日現在に於いて当社はコスモス電子販売株式会社の発行済株式の全てを保有しております。

(2) 当該吸収合併の目的

グループ経営の効率化と、コスモス電子販売が行っていた営業活動を当社営業部に統合し一体運営することにより営業力の強化をするため、本合併を行うものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、コスモス電子販売株式会社は解散する予定です。

なお、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく簡易吸収合併の手続きにより、当合併を行う予定です。

吸収合併に係る割当ての内容

当社はコスモス電子販売株式会社の全株式を所有しておりますので、株式その他の金銭等の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社、及びコスモス電子販売株式会社が平成26年3月28日に締結した合併契約の内容は、添付の「合併契約書(写し)」の通りです。

(4) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東京コスモス電機株式会社
本店の所在地	神奈川県座間市相武台二丁目12番1号
代表者の氏名	代表取締役 高橋 秀実
資本金の額	1,277百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	各種通信機、電子機器、電子器具、光学機器及び自動車用部品の製造販売

合併契約書(写し)

東京コスモス電機株式会社(以下「甲」という)とコスモス電子販売株式会社(以下「乙」という)は、合併に関し次の通り契約を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲と乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

(定款の変更)

第2条 甲の定款は変更しない。

(合併対価の交付及び割当)

第3条 甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

(増加すべき資本金、資本準備金その他)

第4条 甲が合併により増加または減少すべき資本金の額等は次の通りとする。

増加または減少すべき資本金の額	なし
増加または減少すべき資本準備金の額	なし
増加または減少すべき利益準備金の額	なし

(合併承認総会)

第5条 甲の株主総会は会社法第796条第3項により省略する。乙の株主総会は会社法第784条第1項により省略する。

(合併の効力発生日)

第6条 合併の効力発生日は平成26年7月1日とする。但し、合併手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲・乙が協議してこの期日を変更することができる。

(会社財産の引継)

第7条 乙は、合併の効力発生日の前日現在の貸借対照表、財産目録、その他同日現在の計算書類に記載された資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙は本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務を持ってそれぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産を管理運営し、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為をなす場合は、予め甲・乙が協議して合意の上これを実行する。

(従業員の処遇)

第9条 乙に出向している甲の全従業員は、効力発生日までに甲に異動するものとする。
乙が契約している派遣社員については、甲は効力発生日に、同勤務条件で契約するものとする。

その他項目については、甲・乙が協議の上、決定する。

(役員の退任)

第10条 乙の取締役及び監査役は、いずれも、効力発生日までに退任する。

(役員の退職慰労金)

第11条 乙の退任役員に対しては、退職慰労金を支給しないものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第12条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により合併に支障をきたす事情が生じたときは、甲・乙協議の上、本契約を変更し、または解除することができる。

(本契約の効力)

第13条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約規定以外の事項)

第14条 本契約に定めるもののほか、合併に必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲・乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、原本を甲が、写しを乙が保有する。

平成26年3月28日

(甲) 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号
東京コスモス電機株式会社
代表取締役社長 高橋 秀実

(乙) 東京都千代田区外神田二丁目14番10号
コスモス電子販売株式会社
代表取締役社長 寺田 実